

一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会と称する。

英文では、JAPAN DISASTER REHABILITATION ASSISTANCE TEAM (JRAT) と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、平時から加盟団体が相互に連携し、各地域において地域住民とともに災害に立ち向かう仕組みづくりに寄与すると同時に、発災時には災害リハビリテーション支援チームを発足させ、被災者・要配慮者の生活不活性発病や災害関連死等の予防に関する適切な対応を可能とすることで被災者が早期に災害を乗り越え、自立生活を再建、復興できることを目指し、活動することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)発災後のリハビリテーション支援活動に関すること
- (2)災害リハビリテーション支援チームの組織化
- (3)災害リハビリテーション支援活動に資する人材育成
- (4)災害リハビリテーションに関する普及、啓発
- (5)関連諸団体との関係構築
- (6)災害関連諸制度の改善に関すること
- (7)その他、災害支援に関すること

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したリハビリテーションに関連する団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会したリハビリテーションに関連する団体、

施設及び個人

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする団体、又は賛助会員として入会しようとする団体、施設及び個人は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員、又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するために、会の開催や運営・費用に充てるための会費を支払う義務を負う。

- 2.正会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3.賛助会員は、賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

ただし、やむを得ない事情がない限り正会員においては、3か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。賛助会員においては、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 正会員の总数が同意したとき。
- (3) 賛助個人会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき、もしくは死亡したとき。
- (4) 正会員、賛助団体会員がその事業の存続ができなくなったとき

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

(構成)

第 13 条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員及び賛助会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 議事運営委員等の選任と選出
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 15 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上を有する社員は理事に対し、書面による社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、当該総会において、総会出席者で、かつ議決権を有する正会員を代表する者から選挙等で選ばれたものがこれにあたる。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって代表とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 28 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 29 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(運営)

第 37 条 当法人の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、組織の規程で定める。また、会の組織として、事務局を設ける。

2 事務局の構成員は代表理事が決定する。
3 組織の規程は別途設ける。

第 6 章 基 金

(基金の拠出等)

第 38 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 事業計画・報告及び会計

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 42 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(会費の決定)

第 43 条 当法人の会員の入会金及び年会費の決定は次のとおり定める。

- (1) 正会員の入会金及び会費は、社員総会において別途定める。
- (2) 必要に応じて、社員総会での承認を受けたのち、臨時会費を徴収することができる。
- (3) 賛助会員の年会費は、団体・個人別としその額は社員総会で決定する。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 附 則

附則 1

- 1 最初の事業年度当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。
- 2 この定款の定めにない事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）及びその他の法令に従う。

3 この法人の最初の代表理事は栗原正紀とする。

4 代表理事以外の最初の理事・監事は

理事 近藤国嗣

佐浦隆一

斎藤秀之

監事 三橋尚志

5 この法人の最初の社員は、整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記を行うことを条件に、

一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会

公益社団法人日本リハビリテーション医学会

公益社団法人日本理学療法士協会

一般社団法人日本作業療法士協会

一般社団法人全国デイ・ケア協会

一般社団法人回復期リハビリテーション病棟協会

の 6 団体する。

6 整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附則 2

1 この定款は令和 3 年 5 月 14 日一部改正し、翌 5 月 17 日より施行する。

一部改正した条文と内容

第 3 条 目的の改正

第 4 条 事業の集約

第 17 条 総会の議長の決定方法の変更

第 32 条 招集の誤記の訂正

第 9 章の第 47 条から第 50 条を附則 1 に整理

以下余白